

埼玉県多文化共生推進会議オンライン傍聴要領

埼玉県多文化共生推進会議（以下、「会議」という）の Web 会議システムによる傍聴の手続き、傍聴者の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を以下に定める。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議開催日の前々日（土日祝日を除く）までに、埼玉県県民生活部国際課に置く事務局（以下「事務局」という。）まで申し込みをしなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行う。定員になり次第、受付を終了する。
- (3) 傍聴者は、事務局から案内された傍聴用 URL から傍聴する。
- (4) インターネット回線や視聴に必要な設備等は傍聴者が自身で準備すること。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要がある。
 - ア 使用する端末の OS やアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
 - イ 使用するインターネット回線は、本人又は所属する組織が管理するものとし、フリー Wi-Fi は使用しないこと。
 - ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が 3 の規定に違反し、かつ事務局からの注意に従わないときは、退室させる場合がある。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は会議を傍聴するに当たって、次の事項を守らなければならない。

- ア 傍聴用 URL、ID 及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
- イ 他の者を代理で傍聴させないこと。
- ウ 他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。
- エ 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- オ 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。ただし、会議の委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- カ その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

4 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性がある。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がある。通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、事務局はその責を負わない。
- (2) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がある。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 18 日から施行する。